



Q 私は現在、派遣労働者として働くことを検討しています。派遣労働者として就労するにあたって留意する点について教えてください。

A 派遣の場合、雇主は派遣元事業主であり、賃金の支払い、各種保険の加入、有給休暇の付与等に関する責務は派遣元事業主が負いますが、勤務先や仕事上の指揮命令は派遣先の事業所となります。

派遣には禁止業務があり、建設、港湾運送、警備、医療関係業務（一部を除く）に就くことでは



派遣労働者として働く際のポイント

きません。派遣先の事業所が事前に面接を行うことや履歴書を送付させることは原則禁止されていますし、直接雇用されていた会社に離職後1年以内に派遣労働者として働くことはできません。

派遣先として働く場合は、賃金や休日に関する労働条件、業務内容や就業場所等の就業条件、派遣料金額の明示を必ず受けましょう。

働いていてトラブルが起こった場合は、派遣元と派遣先それぞれ相談を受ける担当者がいますので相談してください。派遣元事業主を選ぶ際は、ホームページや人材サイトの要件を満たす労使協定の要件を満たす労使協定に基づいて派遣労働者の待遇を決定する「労使協定方式」のいずれかにより公正な待遇の確保が必ず必要となります。派遣

派遣に関する場合は、賃金や休日に関する労働条件、業務内容や就業場所等の就業条件、派遣料金額の明示を必ず受けましょう。

働いていてトラブルが起こった場合は、派遣元と派遣先それぞれ相談を受ける担当者がいますので相談してください。派遣元事業主を選ぶ際は、ホームページや人材サイトの要件を満たす労使協定の要件を満たす労使協定に基づいて派遣労働者の待遇を決定する「労使協定方式」のいずれかにより公正な待遇の確保が必ず必要となります。派遣

鳥取労働局職業安定部職業安定課
電話0857(29)1707